

転ばぬ先のかわら版 vol.27 令和2年冬号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

ある日、高校生の花子さんが留守番をしていると、おばあさん宛に荷物が届きました。健康食品と書いてあります。おばあさんが注文したのかと思い、受け取りました。しかし帰ってきたおばあさんに渡したところ、

私は、注文してないけどねえ・・・

箱を開封してみると、健康食品と・・・



ご購入ありがとうございます！
同封の振替用紙で、〇〇円をお支払いください。

という書類が入っていました。

返送しないと代金を支払わないといけないのでしょうか・・・
花子さんは、親戚の司法書士に相談してみることにしました。

これは**悪質商法**の一種、**ネガティブ・オプション**というものだよ。

まずは、連絡もせず、送り返しもしないで、**14日経過するまで、保管しておいたら良いよ。**

送り状は、送ってきた日を証明するために、捨てないでね！

早く引取ってもらうように
こちらから連絡するのはどうかしら？

「かえってトラブルに巻き込まれる恐れがあるので、連絡しないほうが良いよ」

令和3年法改正により、14日待たずに処分できるようになりました！



「送られてきた物はどうしたらいいのかな？
健康食品だから、試してみても良いの？」

「14日待ってね！

勝手に処分はできないし、商品を使ってしまうと販売業者からの売買契約の申込みを承諾したと評価されてしまうから、注意が必要だよ」

特定商取引法という法律があつてね。

- ①商品が送られてきてから14日経過した日 または
- ②消費者が、商品の引き取りを販売業者に請求してから7日経過した日までに・・・

消費者が申込みを承諾せず、または販売業者が商品を引き取らない場合は、販売業者は商品の返還を請求できないと定められているよ。
つまりその期間の後は自由に商品を処分できることになる。



このように、注文したか判らない荷物が突然届いたら、まずは受取りを拒否することも大切です。

もし受け取ってしまった場合、商品の保管中に販売業者から振込みを迫る電話が掛かってくることもあるかもしれませんが、代金を支払う義務はありません。

何かあったら一人で判断せず、司法書士や消費生活センターに相談しましょう。

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。



活動実績

平成26年度：12校で開催	平成29年度：19校で開催
平成27年度：19校で開催	平成30年度：19校で開催
平成28年度：13校で開催	令和元年度：11校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666

令和3年法改正により、14日待たずに処分できるようになりました！